

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年9月26日
【発行者名】	日本リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 岩佐 泰志
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋一丁目18番1号
【事務連絡者氏名】	SBIリートアドバイザーズ株式会社 財務企画本部副本部長 兼 業務企画部長 石井 崇弘
【連絡場所】	東京都港区新橋一丁目18番1号
【電話番号】	03-5501-0080
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【提出理由】

日本リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の主要な関係法人の異動が2024年9月26日開催の本投資法人の役員会において以下のとおり決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

異動があった主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

（主要な関係法人となることが決定された法人）

名称 株式会社SBI証券

資本金の額 54,323百万円

関係業務の概要 本投資法人による自己の投資口の取得に関する事務（取引一任勘定取引による自己投資口の買付に関する契約に基づく自己投資口の市場買付に関する事務）

当該異動の理由及びその年月日

（イ）異動の理由

本投資法人は、2024年9月26日開催の役員会において、取得し得る投資口の総数を9,000口（上限）、投資口の取得価額の総額を2,500百万円（上限）、取得期間を2024年9月30日から2024年12月13日までとする自己の投資口の取得（以下「本自己投資口取得」といいます。）について決議し、併せて、取引一任勘定取引による自己投資口の買付に関する契約を株式会社SBI証券との間で締結し、自己の投資口の取得に関する事務を委託することを決定しました。これに伴い、本投資法人の一般事務受託者に異動が生ずることとなったものです。

（ロ）異動の年月日

2024年9月26日

なお、本自己投資口取得に係る取得期間の満了又は取得期間中に取得し得る投資口の総数の上限若しくは投資口の取得価額の総額の上限のいずれかに達した場合には、取引一任勘定取引による自己投資口の買付に関する契約は終了し、以後、株式会社SBI証券は一般事務受託者に該当しないこととなります。